



平成 26 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名：サムコ 株式会社  
代 表 者 名：代表取締役社長 辻 理  
(コード番号：6387 東証第一部)  
問い合わせ先：執行役員  
管理統括部長 竹之内 聡一郎  
T E L：075-621-7841

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 26 年 10 月 24 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く適切な人材を得られるよう、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第 27 条及び第 28 条を変更するものであります。

- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約) <u>第 26 条 当社は、社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、同法第 427 条第 1 項に規定するときは、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u>
(監査役の員数) 第 26 条 (条文省略)	(監査役の員数) 第 27 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第29条～第32条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第33条～第36条</u> (条文省略)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>第30条～第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p><u>第34条</u> <u>当社は、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に規定するときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p> <p><u>第35条～第38条</u> (現行どおり)</p>

### 3. 今後の日程

定款変更のための株主総会  
定款変更の効力発生日

平成26年10月24日(金)  
平成26年10月24日(金)

以上